

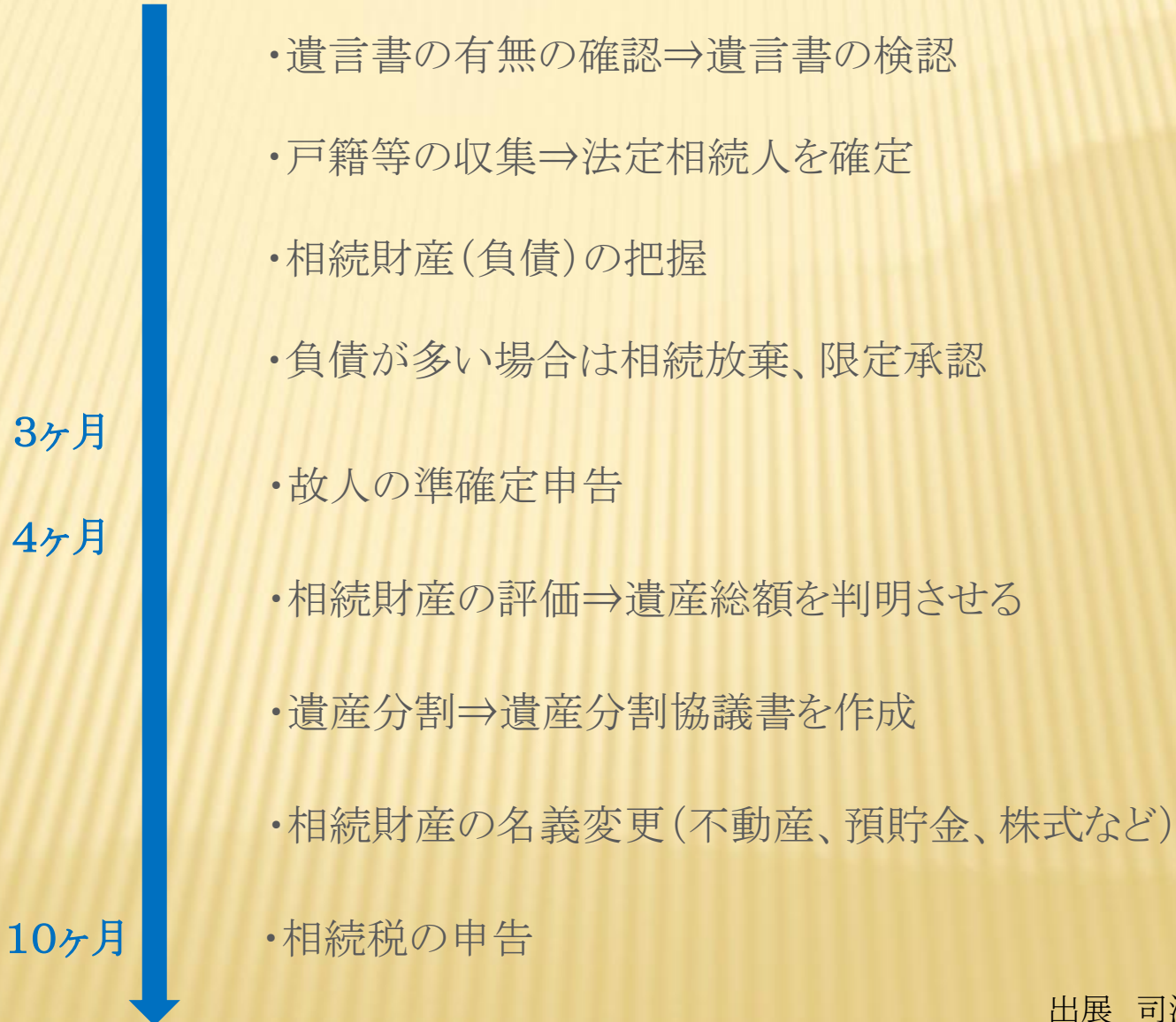
# 葬儀後の諸手続・相続手続

人が亡くなるとどのような手続が必要となるでしょうか？

死亡届から始まり、遺族年金、保険金の請求、遺産分割、相続税など、多くの手続が待ち構えています  
これらの手続には多くの時間と労力を要します  
必要となる手続の内容を確認し、自分で手続するもの、  
専門家に依頼するものを分けて考えたほうがよいでしょう

# 1. 遺産相続のスケジュールとポイント

## 相続開始(死亡日)



## ポイント① 遺言の確認

遺言の有無は非常に大事なポイントです。まず、遺言があるかどうかを確認しましょう。

### 自筆証書遺言があった場合

遺言書を保管していた、もしくは発見した相続人は、家庭裁判所で遺言書の**検認**を受けなければなりません。

封がしてある遺言書は、勝手に開封せずに家庭裁判所で開封することになります。

検認を受けていない自筆証書遺言は、相続手続では使用できません。

### 公正証書遺言があった場合

自筆証書遺言と違い、家庭裁判所の検認手続を行う必要はありません。

「公証人役場で遺言書を作成したはずだけど、遺言書が見つからない」という場合には、平成以降のものであれば、全国の公証人役場のネットワークを使って検索してくれます。

有効な遺言があれば、後述する遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書などの書類が不要となります。

また、相続人の間での争いを未然に防いでくれるので非常に重要な書類になります。

## ポイント② 戸籍等の収集(法定相続人の確定)

### 亡くなられた方の相続人は誰なのか？

相続人と思っている人が本当に相続人なのか？を調査し、相続人を確定します。

具体的には、故人の出生時から死亡時までの連続した戸籍・除籍・原戸籍をそれぞれの本籍地の役場から収集して調査します。二代、三代前の戸籍も必要となりますので、非常に面倒な手続きのひとつです。

収集した戸籍等は、預貯金・不動産・株式などの名義変更手続きに必要となるので、避けては通れない手続きです。

### ※1相続人となる順位

第一順位 子供、孫、曾孫(直系卑属)

第二順位 親

第三順位 兄弟

(配偶者は常に相続人となります)

- ・第一順位の子供が一人でも存在すれば、第二順位の親には相続権はありません。
- ・第一順位の子供が先に死亡していても、孫がいれば、第二順位以降には相続権はありません。
- ・子供には養子も含まれます。実子と養子の相続分は同じです。
- ・配偶者については、あくまでも戸籍上の配偶者が相続人となります。

内縁の妻などは相続人とはなれません。たとえ別居して三十年経過していても戸籍上が妻であれば相続人ということになります。逆に、内縁の妻として三十年間、夫のために世話をしてきたとしても相続権はありません。

## ポイント③ 相続財産の把握

相続の対象となる財産は何かということを調査して、その物とその金額を確定させます。主要な遺産としては、土地・建物、預貯金、株券があげられます。

基本的には、家にある権利証、預金通帳、株式銘柄一覧表などをみればどのぐらい遺産があるのかがわかります。

但し、同居していた者がいない場合などは、権利証や預金通帳などがどこにあるのか、株を持っていたのかどうかを把握するのに苦労する場合があります。

同居をしていない場合は、生前からできるだけ多くの情報を得るようにしたほうが良いでしょう。

### 生命保険について

生命保険の保険金については原則として遺産には入りません。その保険金は、受取人の固有の財産となるので、受取人以外の相続人はその金銭の分割を要求できません。

明らかに借金の方が多い場合には、死後三ヶ月以内に家庭裁判所で相続放棄手続を行う必要があります。

## ポイント④ 遺産分割協議

相続人と遺産が確定した後、**相続人全員**で遺産分割協議を行います。  
土地はAさんに、預貯金はBさんに、という具合で遺産の取得者を決定して、  
相続人全員が署名、押印します。

この場合の押印は、**実印の押印が必要**となります。  
(あわせて**印鑑証明書も必要**となります)

この協議で決定したことは、原則として取り消せませんので、  
内容をよく確認の上でハンコを押すようにしましょう。

### ※相続人の間で合意ができないときには

遺産分割協議が不調に終わった場合には、家庭裁判所にて遺産分割調停を行うこと  
になります。この手続は、調停委員が相続人双方の意見を聞き、妥当と思う調停案を  
提示し、その案を相続人全員が受け入れた場合に成立となります。

調停でも結論がでない場合は、遺産分割審判を行うことになります。この手続は、  
通常の裁判手続と同様で、何度か審理をした後、裁判官が強制的に審判を下します。

## ポイント⑤ 名義変更手続き その1

遺産分割協議書の内容に従い、不動産・預貯金・株式・車などの名義を変更します。

### 不動産

物件所在地を管轄する法務局で手続きを行います。申請書類、必要書類などが複雑で正確性が求められるので、通常は司法書士に依頼することになります。

(不動産登記のほとんどは司法書士が代理しています)

### 預貯金

・各金融機関の窓口で相続が発生した旨を伝え、相続手続き書類をもらう  
(郵送対応が可能な金融機関もあります)

- ・相続手続き書類を記入し、被相続人の出生時から死亡時までの戸籍、相続人の戸籍、印鑑証明書、金融機関の通帳などを持参して金融機関の窓口にて手続きを行う
- ・その後、約1週間で預貯金払戻・預貯金名義変更手続きが完了する
- ・金融機関に死亡した旨を伝えると口座が凍結されるので要注意
- ・戸籍等の書類の返却を求めれば、金融機関側でコピーを取り、原本は返却してくれるところが多い(印鑑証明書は返却してくれないところが多い)
- ・司法書士などが代理して手続きを行うことも可能

## ポイント⑤ 名義変更手続き その2

### 株式、国債、投資信託

手続窓口は、諸手続代行している証券会社や信託銀行になります。

※株式銘柄の会社で直接手続をするわけではありません。

手続の流れは、基本的に預貯金と同様です。注意する点は下記のとおりです。

1. どの会社のものを、何株所有していたか
  2. どの証券会社と取引（口座開設）していたのか
  3. 株券は保護預かりにしていたのか、自分で所有していたのか
- ・株式を相続する人が、その証券会社に特定口座を持っていない場合には、新たに特定口座を開設する必要があります。  
毎年2回、株式状況の報告が送られてくるので、郵便などをこまめにチェックしましょう。

### 車

手続窓口はナンバープレートの地名を管理する陸運局です。

ディーラーに代理してもらうこともできます。

必要書類は、遺産分割協議書、故人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明書、自動車税申告書など



## ポイント⑥ 相続税の申告

相続税が課税される場合は、相続税の申告をして相続税を納付しなければなりません。但し、相続税がかかる方は、日本全国で亡くなられた方の5%に満たない数ですので、ほとんどの家庭には無関係の話です。

### 基礎控除

遺産の総額が基礎控除額以下であれば、相続税の申告自体が不要です。

基礎控除は、5000万円＋法定相続人の数×1000万円です。

法定相続人が1人であれば6000万円、2人であれば7000万円が基礎控除額となります。

※今後予定されている相続税の改正

基礎控除 3000万円＋法定相続人の数×600万円

法定相続人が2人であれば4200万円が基礎控除額となる

### 小規模宅地等の特例 配偶者控除などの特例措置もある

故人が生前暮らしていた土地については、一定の要件を満たせば評価額が80%減額となります。配偶者が相続する財産については、1億6千万円または法定相続分までは課税されません。

但し、いずれも申告自体は必要となるので、この特例を使用する場合は、税理士に相談されたほうが良いでしょう。

# 葬儀後に行う諸手続き

## 電気・ガス・水道・NHK

電話で申し出る。送られてくる書類に記入し、新たな引き落とし口座を決める。

## 固定電話

N T Tに電話をする。送られてくる書類に記入し、新たな引き落とし口座を決める。  
将来的に消滅するので電話加入権の相続手続きを行う必要性は低い。

## 住民票（世帯主変更）

世帯主が死亡してから14日以内に住所地の市区町村役場で手続きをする。  
世帯主が明らかな場合には不要。

## 葬祭費の請求

- ・ 死後14日以内に住所地の市区町村役場へ故人の保険証を返却する。
- ・ その配偶者や扶養家族の保険証も書き換えが必要。
- ・ 故人の保険証を返却した場合、喪主に対して葬祭費が支給される。  
金額は自治体により異なるが、3万～8万円。
- ・ 葬祭費の振込先金融機関の通帳と葬儀費用の領収書を持参する。
- ・ 葬祭費は、死後2年以内に請求する必要がある。

# 葬儀後に行う諸手続き

## 健康保険（勤務先の健康保険など）

- 被保険者本人が死亡した場合は、勤務先に保険証を返却し、故人の被扶養者だった遺族は、新たに国民健康保険に加入する。この手続は死後14日以内に行う。
- 扶養家族が死亡した場合にも勤務先に届出を行う。

## 年金

- 老齢基礎年金や老齢厚生年金を受給している人が死亡した場合には、すみやかに「未支給（年金）請求書」と「年金受給権者死亡届」を提出する。  
これにより、死亡月の分の年金まで請求することができる。
- 手続を怠ると、年金の過払いが生じてしまい、後日返還しなければならない。  
提出先は、老齢基礎年金は市区町村。老齢厚生年金は社会保険事務所や年金センター。  
必要書類は、故人の年金証書、戸籍謄本、住民票、振込先金融機関の通帳など
- 厚生年金の被保険者が受給期間中に死亡した場合など、一定の要件を満たしているときには、その遺族に「遺族厚生年金」が支給される。  
請求先は、社会保険事務所や年金センター

# 葬儀後に行う諸手続き

## 高額療養費

- ・健康保険や国民健康保険を利用して療養中に、医療費の自己負担額が一定額を超えた場合には、その超えた部分が払い戻される。
- ・収入や年齢、診療の回数などによって変動があるが、一月に10万円以上の医療費を支出している場合には適用があると思われる。
- ・請求先は、健康保険は社会保険庁。国民健康保険は市区町村。  
必要書類は、被保険者証と医療機関の領収書。

## 生命保険

- ・「被保険者」が死亡した場合、受取人または相続人は保険金を受け取れるので、生命保険会社に連絡をして手続を進める。
- ・「被保険者」ではない「保険契約者」や「保険金受取人」が死亡しても、保険金は支払われることはないので、その名義変更をすることになる。  
一般的には、死後2年を過ぎると死亡保険金の請求権がなくなることが多い。